

魚津市告示第193号

字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による宮津地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和7年12月26日

魚津市長 村椿 晃

1 字の区域の廃止に関するもの

大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
	字名	地番
宮津	中川原	189-1、190から192まで、193-1、193-2、194、195-2、197-1、198から202まで、203-1、224-1、224-3、225-1、225-2、226-1、226-2、227-1、227-2、228-2、243-1、244-1、245-1、246-1、462-1、466-1、469-1、469-6、470-1、472-1、472-6、472-7、476-1
	幅下	617-3、618-3、619、625-3、627-1、628-1、637-1、638-1、655から657まで、658-1、659、660-1、660-2、661、662-1
	砂田	718-1、719、720、721-1、722-1、723-1、724-1、725から729まで、730-1、731-1、732-1、735-1、736から741まで、742-1、742-2、743、744、745-1、746-1、749-1、751-1、752-1、753から755まで、756-1、757から763まで
	上渡瀬	764、764-2、765、765-2、766、767、767-2、768、769、769-2、770から784まで
	新田川原	897-1、906-1
	下渡瀬	799-1、800、801-1、802、803-1、804-1
	下川原	255-1、255-3、256-1、256-3、257-1、257-3、262-1、262-2、263、269、270、272から274まで、275-1、275-2、276から278まで、279-1、279-2、280-1、280-2、281から283まで、284-1、284-2、285-1から285-4まで、286-1、286-2、287-1、287-2、288-1、288-2、289-1、289-2、290-1から290-6まで、291-1、291-2、292-1から292-3まで、293-1、293-2、294-1、294-2、295-1、295-2、296-1、296-2、297-1、297-2、298-1、298-2、299-1、299-2、300-1から300-3まで、301-1から301-5まで、302-1から302-6まで、303-1から303-3まで、304-1から304-3まで、305-2、306-2、307-1、307-2、308-1、308-2、309-1、309-2、310-1、310-2、312-1、312-2、313-1、313-2、314、315-1、315-2、316-1、316-2、317-1、317-2、318-1、318-2、319-1、319-2、320-1、320-2、321-1、321-2、322-1、322-2、1154、1167
	勝前田割	848-1、883-1、885、886、887-2、888

大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
	字名	地番
宮津	武右エ門開	1022、1023、1024-1、1025から1035まで、 1036-1、1036-3、1036-5、1041-1、1041-2、 1044-1、1044-3、1045-1、1045-3、1046-1、 1046-3、1047-1、1047-4、1048-1、1048-3、 1049-1、1049-3
	腰前田割	1175から1182まで、1183-1、1184、 1196から1203まで、1204-1、1204-5、1212-1、 1212-2、1213、1215から1218まで、1219-1、 1219-2、1221-3、1221-5、1221-6、1225-1、 1226-1、1227-1、1228-1、1228-2、 1229-1から1229-4まで、1230、1231、1233、 1234-1から1234-6まで、1235-1、1235-2、 1236-1、1236-2、1238-1、1238-48

備考 上記の区域内の国有地、県有地及び市有地の全部を含む。